

法テラスとは略称です。正式には日本司法支援センターといます。
'06年に設立された法務省所管の公的な法人で、刑事・民事を問わず、国民の皆様が
どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるものです。

具体的には、「借金」「離婚」「相続」・・・さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、
「誰に相談すればいいの?」、「どんな解決方法があるの?」とわからないことも多いはずで
こうした問題解決への道案内をするのが、法テラスの役割です。

あなたの街の地域
包括支援センター

気軽に個人の
相談「法テラス」

社会福祉協議会
のお仕事

国民生活
センターとは

行政の窓口は

具体的な業務は4つあります。

①情報提供

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関等に関する情報を無料で提供する
ものです。弁護士会や司法書士会等が行う法律相談(解決方法のアドバイス)とは異なり、どのような連携
先が良いか等との道案内となります。

②民事法律扶助

経済的に余裕がない方が法的トラブルに会った時、無料で法律相談を行い、必要な場合弁護士・司法書士
を紹介し、弁護士・司法書士費用の立て替えを行う制度です。相談では、同一案件について3回迄無料。
もちろん審査があります。具体的には、破産等、家事、金銭、労働、不動産関連が多いです。

③司法過疎対策業務

名称の通り、身近に法律家がない地域のため支援です。

④犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方や、ご家族の方等に対し、刑事手続きへの適切な関与や、お受けになった損害・
苦痛の回復・軽減をはかるための制度に関する情報を提供しています。

⑤国選弁護等業務

国選弁護人等の弁護士との契約、裁判所等への通知、報酬・費用の支払いを行います。

⑥受託業務

法テラスにより自主事業。具体的には、中国残留孤児援護基金委託援助業務等があります。

なお、法テラスは各都道府県にありますので、HPで検索して下さい。平日の日中帯には専門の人が
受け応えてくれます。



●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7
TEL:045-924-1778 <http://www.kitawel.com>